

## 行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

今後、人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、政府は、デジタル庁を新設するなど、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくることとしている。

都市自治体においても、住民福祉の向上等の観点から、マイナンバー制度の更なる利活用による行政手続きのデジタル化の推進や情報システムの標準化とともに、適切な個人情報保護を図るなど、新たな時代にふさわしい環境を整えることが重要である。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、国において、統一・標準化を加速化することが検討されているが、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。
2. 社会全体のデジタル化を進めるに当たっては、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。  
また、AI等を利用した行政処理システムの展開や施策については、共通性の高い業務を中心に国において実用化し、全国展開が図られるよう必要な措置を講じること。  
さらに、地方自治体の職員のICTリテラシーの向上を図るため、IT人材の育成・確保に対する必要な支援を行うこと。  
あわせて、都市自治体におけるセキュリティ対策についても十分な支援を行うこと。
3. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続きがデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の

効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図ること。

さらに、マイナンバーカードの普及促進のため、健康保険証としての利用やマイナポイントを活用した消費活性化策が円滑に実施できるよう、国において十分な情報提供を行うとともに、システム構築等への支援や適切な財政措置を講じること。

4. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、個人番号通知書及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。

また、今後、マイナンバーカードの発行の大幅な増加が見込まれることから、都市自治体が行うマイナンバーカードの交付における事務手続きの簡素化を図ること。

5. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

特に、中間サーバー・プラットフォームの次期システム構築に係る経費について、全額を国において措置すること。

6. 情報連携を有効に活用するため、情報連携を前提とした都市自治体の担当職員が使いやすい事務処理要領を早急に示すなど、技術的支援の充実強化を図ること。

7. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、コンビニ交付の導入促進やマイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一など、住民の利便性向上とともに都市自治体の事務的負担の軽減が

図られるよう必要な措置を講じること。

8. 地方自治体における個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で設定する等の検討に当たっては、国に先行して各自治体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることを踏まえ、地方の現場に混乱が生じないように、丁寧に意見を聞きながら検討を進めること。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

9. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。